

開 会	事務局長	ただいまから令和2年度第2回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者は■■■■委員、■■■■委員以上の2名です。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■■■■委員、■■■■委員にお願いします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当委員による現地調査をお願いしております。■■■■委員報告をお願いします。
	■■番	■■■■地区を担当しております■■■■です。5月24日に■■■■と■■■■さんと私の三人で現地調査を致しました。■■■■の保有機械等については、畝立て機と管理機それぞれ1台ずつ保有されています。その他の大型機械につきましては、■■■■の機械を借りてされるということです。農作業日数は年間200日ぐらいということです。現地は■■■■から■■■■を■■■■方面に向かって■■■■行った場所にあります。現在耕作されている面積が544㎡です。色々な面を考えまして問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。
	議 長	ありがとうございました。報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第2号議案	議 長	続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当委員による現地調査をお願いしております。本日は■■■■委員が欠席ですので■■■■推進委員報告をお願いします。
	■■番	■■■■地区担当の■■■■です。受付番号4-5について報告します。場所は■■■■より■■■■ハ■■■■の■■■■の裏にあります。5月22日に■■■■委員と申請人であります■■■■と私の三人で現地調査を

		行いました。現在使用しているお客様用兼家庭用の駐車場が狭くなったということです。高齢で農作業に従事することが困難な為、休耕地中の土地を新たな駐車場にする為、地目変更の申請をされました。現地確認において転用目的に合致しているものと判断しました。ご審議の程よろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	■番	■番■番です。該当する田んぼの隣の■も田んぼですけど車が停まっています。これは駐車場として使われているのではないですよ？現況をご存じなら教えて下さい。
	■番	航空写真では車が4台停まっていると思いますが、ここはその隣にあります■の■の家に行く車が停まっています。ここはバラスを敷いた状態で、県道からの進入路が■の横の通路になっています。旗が立っている今回の申請地につきましては、段があって車がここを通り抜けできません。入るとしたら新しく■ができるところの周りの道路を使って入るような状況になると思います。
	事務局長	先ほど指摘のありました場所ですが、この間現地確認に行きました時にも4台停まっておりました。ですから、今年のパトロールの時に委員さん推進委員さんに現地を確認して頂く農地に入れたいと思います。また所有者の方に連絡をしてどういう状況なのか確認し、転用申請を出してもらい運びになるかと思っています。■の予定平面図では9台停められるようになっています。ですが、設計書では■までかさ上げするようにはなっていません。先ほど推進委員さんが言われたように、こういった形で入れるか分かりませんが、■の間を通過して入るようになるかは今の申請書では定かではありません。
	議長	■は今回の申請案件ではございませんが、次のパトロールの時に所有者を調査の上、指導していくということでお願いします。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第3号議案	議長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当委員による現地調査をお願いしております。5-2の案件につきまして、■委員報告をお願いします。
	■番	■地区担当の■です。5月24日に推進委員の■さん貸出人の■と現地を確認致しました。現地は■にあります■から■へ■のところにあります。航空写真の5

		ページを見てもらうと分かるように、 ■ が ■ の家ですが、その裏の畑で原野化しておりました。太陽光発電を設置した場合周りへの影響は少ないものと考えます。航空写真の左側にも家があり人も住んでおられるんですが、これへも影響は少ないものと考えました。ただ工事までには太陽光発電を設置しますよと了解を得て下さいと申し添えて帰りました。借受人の ■ さんは資金や計画、 ■ との契約書等添付されており問題ないものと考えます。よろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-3の案件について ■ 委員をお願いします。
	■ 番	■ 地区担当、 ■ です。5-3について報告します。借受人が ■ 貸出人が ■ ということです。現地は ■ から ■ 方面に ■ 行った ■ の裏側になります。現地は日当たりも良好で、これは本来農地区分1種ということで難しいとは思いますが、販売施設をやるということで例外許可に該当するという事です。また、倉庫店舗等を建てた場合に周辺への影響も特にないと思います。現地立会は推進委員の ■ さんと申請人の ■ と私の三人で行っております。特に問題ない申請だと思います。ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-4の案件について ■ 委員をお願いします。
	■ 番	■ 番 ■ 地区担当の ■ です。受付番号5-4について報告します。場所は ■ から ■ に ■ の場所にあります。5月23日に ■ 推進委員さんと譲受人で施行会社の ■ と調査しました。申請のあった農地は農業公共投資の対象になっていない生産力の低い農地で、その他2種農地です。周辺の農地や民家へも影響がないものと思われれます。ご審議の程よろしくお願いします。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	事務局長	5-3についてですが、先ほど説明しました通り設計事務所の倉庫になります。これは生産施設ではなく、申請に掛かる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるものということで、直線距離で2km以内、また1種農地の団地に接続する50m以内というものに該当しますので、許可できる案件となっております。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。

第4号議案	議長	続きまして議案第4号「農用地利用集積計画（第65号）について」を議題とします。説明をお願いします。
		（事務局説明）
		（担当者説明）
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	■番	■番■番です。前回説明されたかもしれませんが、この農用地利用集積計画というのは1年に2回位ではなかったですか？何回でもいいんですか？
	事務局長	大体は年1回です。それに出て来なかったもの、忘れていたものについて4月にさせて頂いています。ですが今回5月に上げたのは、昔で言う転作の方の台帳に届出がない利用権設定が多くて、そこへ作ることを確認して、今回諮問を受けた次第であります。ですので、例年なら年2回受け付けております。
	■番	■番■番です。6-3の契約期間が1年10ヵ月となっているが、何でこんなに期間が短いのか教えて下さい。
	■番	6月1日から2年間の契約を結ばれていますので、1年10ヵ月ということになっています。一番短いもので1年間の契約から今までも出てきています。今回6月からということで、何ヵ月か前に付くか後ろに付くかで変わってきます。3年の契約を結ばれていた場合2年10ヵ月ですが、人によっては3年7ヵ月にされることもあります。 5-6の契約期間の終了年月日が12月21日になっていますが、12月31日の間違いです。すみませんが訂正をお願いします。
	■番	■番■番です。今さっき局長からもありましたように、基本的には年1回ということになりますと、1月1日から12月31日までが一番いいのかなと思います。どこで区切ってもいいとなると6月1日から3月31日でもいいのかもしれないが、12月31日に統一されたほうがいいのではないかと私は思うんですが。
	事務局	1月から12月31日で間に合わなかった人においては、4月から3月31日というふうに利用権設定の期間を設けています。
	議長	以前は11月の1回だったんです。そうすると秋になって作付する前に、作れんから誰かに作ってもらいたいというのが沢山あって、1年間間耕作が続くということで、何年前かにもう一回増やそうということになり、春にも受け付けるようになりました。今、11月と2月の年2回受付期間を設けています。年何回なければいけないという規程はないと思うんです。各市町の都合でやっていると思います。
	議長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第4号「農用地利用集積計画（第65号）について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成）

		挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
	議 長	以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後 2 時 1 7 分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和2年6月29日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>